

生食発 1002 第 2 号
令和元年 10 月 2 日

各 検疫所長 殿

大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和元年厚生労働省告示第 140 号）が本日告示され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）の一部が改正された。

改正の概要等については、下記のとおりであるので、関係者への周知を行うとともに、その運用に遺漏がないよう取り計らわれない。

記

第 1 改正の概要

- 1 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、規格基準告示に規定する農薬シアノホス、農薬テトラジホン、農薬テトラニリプロール、動物用医薬品ネオマイシン、農薬ビフェナゼート及び動物用医薬品フルララネルについて、食品中の残留基準値を設定したこと（別紙参照）。
- 2 法第 11 条第 1 項の規定に基づき、食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質として規定されているクロルプロマジンの試験法を改正したこと。

第2 適用期日

告示の日から適用すること。ただし、クロルプロマジン試験法については、告示の日から6月以内に限り、なお従前の例によることができ、下表の農薬等ごとに掲げる食品の残留基準値に係る改正規定は、告示の日から起算して6月を経過した日から適用すること。

農薬等	食品
シアノホス	<p>えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）、その他のきく科野菜、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、その他のなす科野菜、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、みかん（外果皮を含む。）、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、日本なし、西洋なし、びわ、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハuckleベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類及びその他のハーブ</p>

農薬等	食品
テトラジホン	<p>とうもろこし、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、その他のなす科野菜、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、みかん（外果皮を含む。）、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、ホップ、スペアミント、ペパーミント及びその他のハーブ（スペアミント及びペパーミントを除く。）</p>

農薬等	食品
ネオマイシン	魚介類（さけ目魚類に限る。）、魚介類（うなぎ目魚類に限る。）、魚介類（すずき目魚類に限る。）、魚介類（その他の魚類に限る。）、魚介類（貝類に限る。）、魚介類（甲殻類に限る。）及びその他の魚介類
ビフェナゼート	きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、まくわうり、まくわうり（果皮を含む。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、マルメロ、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）及び綿実

第3 運用上の注意

1 残留基準値関係

- (1) 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。ただし、ネオマイシンは、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）第 1 食品の部 A 食品一般の成分規格の 1 に規定する抗生物質に該当することから、表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。
- (2) 今回残留基準値を設定するシアノホスとは、シアノホスのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (3) 今回残留基準値を設定するテトラジホンとは、テトラジホンのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (4) 今回残留基準値を設定するテトラニリプロールとは、テトラニリプロールのみとする。
- (5) 今回残留基準値を設定するネオマイシンとは、ネオマイシン B のみとする。改正前の残留の規制対象は、ネオマイシンである。
- (6) 「羊」、「山羊」及び「その他の陸棲哺乳類に属する動物（羊及び山羊を除く。）」の筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓にそれぞれ設定されているネオマイシンの残留基準値については、これらを統合し、「その他の陸棲哺乳類に属する動物」として残留基準値を設定する。
- (7) 「あひる」、「七面鳥」及び「その他の家きん（あひる及び七面鳥を除く。）」の筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓にそれぞれ設定されているネオマイシンの残留基準値については、これらを統合し、「その他の家きん」として残留基準値を設定する。

- (8) 今回残留基準値を設定するビフェナゼートとは、ビフェナゼート及び代謝物B【イソプロピル=(4-メトキシビフェニル-3-イル)ジアゼニルホルマート】をビフェナゼートに換算したものの和とする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (9) 「干しぶどう」に設定されているビフェナゼートの残留基準値については、改正前の残留基準値を削除する。なお、「干しぶどう」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「ぶどう」の残留基準値への適・不適を確認する。
- (10) 今回残留基準値を設定するフルララネルとは、フルララネルのみとする。

2 試験法関係

検体から試験に用いる試料を採取するに当たっては、別に規定する場合を除き、「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」（平成 17 年 1 月 24 日付け食安発 0124001 号部長通知）の第 1 章総則の 4. 試料採取に従うこと。

3 その他

法に基づく残留基準値の設定に併せ、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づく農薬テトラニリプロールに係る新規農薬登録並びに農薬シアノホス及び農薬ビフェナゼートに係る適用拡大のための変更登録が、今後農林水産省において行われる予定であること。

別紙

農薬シアノホス（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
大豆	0.1	0.1
小豆類	0.1	0.1
えんどう	●	0.1
そら豆	●	0.1
らっかせい	●	0.1
その他の豆類	●	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.05	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	● 0.03	0.05
かぶ類の根	● 0.01	0.05
かぶ類の葉	● 0.02	0.05
西洋わさび	●	0.05
クレソン	●	0.05
はくさい	0.05	0.05
キャベツ	● 0.02	0.05
芽キャベツ	●	0.05
ケール	●	0.05
こまつな	●	0.05
きょうな	●	0.05
チンゲンサイ	●	0.05
カリフラワー	●	0.05
ブロッコリー	●	0.05
その他のあぶらな科野菜	●	0.05
ごぼう	●	0.05
サルシフィー	●	0.05
アーティチョーク	●	0.05
チコリ	●	0.05
エンダイブ	●	0.05
しゅんぎく	●	0.05
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	●	0.05
その他のきく科野菜	●	0.05
たまねぎ	0.05	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	● 0.03	0.05
にんにく	●	0.05
にら	●	0.05
アスパラガス	●	0.05
わけぎ	●	0.05
その他のゆり科野菜	●	0.05
にんじん	●	0.05
パースニップ	●	0.05

農薬シアノホス（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
パセリ	●	0.05
セロリ	●	0.05
みつば	●	0.05
その他のせり科野菜	●	0.05
トマト	●	0.05
ピーマン	●	0.05
なす	0.05	0.05
その他のなす科野菜	●	0.05
きゅうり（ガーキンを含む。）	● 0.01	0.05
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	●	0.05
しろうり	●	0.05
すいか	●	0.2
メロン類果実	●	0.2
まくわうり	●	0.2
その他のうり科野菜	●	0.05
ほうれんそう	●	0.05
たけのこ	●	0.05
オクラ	●	0.05
しょうが	●	0.05
未成熟えんどう	●	0.05
未成熟いんげん	●	0.05
えだまめ	●	0.05
マッシュルーム	●	0.05
しいたけ	●	0.05
その他のきのこ類	●	0.05
その他の野菜	●	0.05
みかん		0.2
みかん（外果皮を含む。）	3	
なつみかんの果実全体	●	0.2
レモン	●	0.2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	●	0.2
グレープフルーツ	●	0.2
ライム	●	0.2
その他のかんきつ類果実	●	0.2
りんご	○ 0.5	0.2
日本なし	● 0.1	0.2
西洋なし	● 0.1	0.2
マルメロ	0.2	0.2
びわ	●	0.2

農薬シアノホス（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
もも		0.2
もも（果皮及び種子を含む。）	0.3	
ネクタリン	● 0.1	0.2
あんず（アプリコットを含む。）	●	0.2
すもも（プルーンを含む。）	● 0.05	0.2
うめ	●	0.2
おうとう（チェリーを含む。）	0.2	0.2
いちご	●	0.2
ラズベリー	●	0.2
ブラックベリー	●	0.2
ブルーベリー	● 0.1	0.2
クランベリー	●	0.2
ハuckleベリー	●	0.2
その他のベリー類果実	●	0.2
ぶどう	● 0.1	0.2
かき	● 0.05	0.2
バナナ	●	0.2
キウイー	●	0.2
パパイヤ	●	0.2
アボカド	●	0.2
パイナップル	●	0.2
グアバ	●	0.2
マンゴー	●	0.2
パッションフルーツ	●	0.2
なつめやし	●	0.2
その他の果実	●	0.2
ひまわりの種子	●	0.2
ごまの種子	●	0.2
べにばなの種子	●	0.2
綿実	●	0.2
なたね	●	0.2
その他のオイルシード	●	0.2
ぎんなん	●	0.2
くり	●	0.2
ペカン	●	0.2
アーモンド	●	0.2
くるみ	●	0.2
その他のナッツ類	●	0.2
その他のスパイス	○ 15	0.2
その他のハーブ	●	0.05

農薬テトラジホン（殺ダニ剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
とうもろこし	●	5
大豆	●	5
小豆類	●	5
えんどう	●	5
そら豆	●	5
その他の豆類	●	5
ばれいしょ	●	5
さといも類（やつがしらを含む。）	●	5
かんしょ	●	5
やまいも（長いもをいう。）	●	5
こんにやくいも	●	5
その他のいも類	●	5
てんさい	●	5
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	●	1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	●	1
かぶ類の根	●	1
かぶ類の葉	●	1
西洋わさび	●	1
クレソン	●	1
はくさい	●	1
キャベツ	●	1
芽キャベツ	●	1
ケール	●	1
こまつな	●	1
きょうな	●	1
チンゲンサイ	●	1
カリフラワー	●	1
ブロッコリー	●	1
その他のあぶらな科野菜	●	1
ごぼう	●	1
サルシフィー	●	1
アーティチョーク	●	1
チコリ	●	1
エンダイブ	●	1
しゅんぎく	●	1
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	●	1
その他のきく科野菜	●	1

農薬テトラジホン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
たまねぎ	●	1
ねぎ（リーキを含む。）	●	1
にんにく	●	1
にら	●	1
アスパラガス	●	1
わけぎ	●	1
その他のゆり科野菜	●	1
にんじん	●	1
パースニップ	●	1
パセリ	●	1
セロリ	●	1
みつば	●	1
その他のせり科野菜	●	1
トマト	●	1
ピーマン	●	1
なす	1	1
その他のなす科野菜	●	1
きゅうり（ガーキンを含む。）	● 0.5	1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	●	1
しろうり	●	1
すいか		1
すいか（果皮を含む。）	0.3	
メロン類果実		1
メロン類果実（果皮を含む。）	2	
まくわうり	●	1
その他のうり科野菜	●	1
ほうれんそう	●	1
たけのこ	●	1
オクラ	●	1
しょうが	●	1
未成熟えんどう	●	1
未成熟いんげん	●	1
えだまめ	●	1
マッシュルーム	●	1
しいたけ	●	1
その他のきのこ類	●	1
その他の野菜	●	1
みかん		3
みかん（外果皮を含む。）	2	
なつみかんの果実全体	● 2	3

農薬テトラジホン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
レモン	● 2	3
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	● 2	3
グレープフルーツ	● 2	3
ライム	● 2	3
その他のかんきつ類果実	● 2	3
りんご	1	1
日本なし	1	1
西洋なし	1	1
マルメロ	●	1
びわ	●	1
もも	●	1
ネクタリン	●	1
あんず（アプリコットを含む。）	●	1
すもも（プルーンを含む。）	●	1
うめ	●	1
おうとう（チェリーを含む。）	●	1
いちご	● 0.7	1
ラズベリー	●	1
ブラックベリー	●	1
ブルーベリー	●	1
クランベリー	●	1
ハuckleベリー	●	1
その他のベリー類果実	●	1
ぶどう	●	1
かき	●	1
バナナ	●	1
キウイ	●	1
パパイヤ	●	1
アボカド	●	1
パイナップル	●	5
グアバ	●	1
マンゴー	●	1
パッションフルーツ	●	1
なつめやし	●	1
その他の果実	●	1
ひまわりの種子	●	1
ごまの種子	●	1
べにばなの種子	●	1
綿実	●	1
なたね	●	1

農薬テトラジホン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のオイルシード	●	1
ぎんなん	●	1
くり	●	1
ペカン	●	1
アーモンド	●	1
くるみ	●	1
その他のナッツ類	●	1
茶	● 0.7	1
ホップ	●	60
その他のスパイス	○ 10	5
スペアミント	●	100
ペパーミント	●	100
その他のハーブ（スペアミント及びペパーミントを除く。）	●	1

農薬テトラニリプロール（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	0.01	
とうもろこし	○ 0.05	
大豆	○ 0.2	
さといも類（やつがしらを含む。）	○ 0.05	
はくさい	○ 3	
キャベツ	○ 2	
ケール	○ 15	
こまつな	○ 15	
きょうな	○ 10	
チンゲンサイ	○ 5	
ブロッコリー	○ 10	
その他のあぶらな科野菜	○ 15	
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	○ 20	
ねぎ（リーキを含む。）	○ 2	
トマト	○ 2	
ピーマン	○ 2	
なす	○ 0.7	
きゅうり（ガーキンを含む。）	○ 0.5	
すいか（果皮を含む。）	○ 0.3	
メロン類果実（果皮を含む。）	○ 0.5	

農薬テトラニプロール（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
えだまめ	○ 2	
りんご	○ 1	
日本なし	○ 0.5	
西洋なし	○ 0.5	
もも（果皮及び種子を含む。）	○ 1	
あんず（アプリコットを含む。）	○ 1	
すもも（プルーンを含む。）	○ 0.1	
うめ	○ 1	
おうとう（チェリーを含む。）	○ 1	
いちご	○ 2	
ぶどう	○ 2	
かき	○ 0.5	
茶	○ 50	
その他のハーブ	○ 15	
魚介類	○ 0.05	

動物用医薬品ネオマイシン（抗生物質）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	0.5	0.5
豚の筋肉	0.5	0.5
羊の筋肉		0.5
山羊の筋肉		0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物（羊及び山羊を除く。）の筋肉		0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.5	
牛の脂肪	0.5	0.5
豚の脂肪	0.5	0.5
羊の脂肪		0.5
山羊の脂肪		0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物（羊及び山羊を除く。）の脂肪		0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.5	
牛の肝臓	0.5	0.5
豚の肝臓	0.5	0.5
羊の肝臓		0.5

動物用医薬品ネオマイシン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
山羊の肝臓		0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物（羊及び山羊を除く。）の肝臓		0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5	
牛の腎臓	○ 10	10.0
豚の腎臓	○ 10	10.0
羊の腎臓		10.0
山羊の腎臓		10.0
その他の陸棲哺乳類に属する動物（羊及び山羊を除く。）の腎臓		5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 10	
牛の食用部分	○ 10	0.5
豚の食用部分	○ 10	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 10	0.5
乳	○ 2	0.5
鶏の筋肉	0.5	0.5
あひるの筋肉		0.5
七面鳥の筋肉		0.5
その他の家きん（あひる及び七面鳥を除く。）の筋肉		0.5
その他の家きんの筋肉	0.5	
鶏の脂肪	0.5	0.5
あひるの脂肪		0.5
七面鳥の脂肪		0.5
その他の家きん（あひる及び七面鳥を除く。）の脂肪		0.5
その他の家きんの脂肪	0.5	
鶏の肝臓	0.5	0.5
あひるの肝臓		0.5
七面鳥の肝臓		0.5
その他の家きん（あひる及び七面鳥を除く。）の肝臓		0.5
その他の家きんの肝臓	0.5	
鶏の腎臓	○ 10	10.0
あひるの腎臓		10.0
七面鳥の腎臓		10.0
その他の家きん（あひる及び七面鳥を除く。）の腎臓		8
その他の家きんの腎臓	○ 10	
鶏の食用部分	○ 10	0.5
その他の家きんの食用部分	○ 10	0.5

動物用医薬品ネオマイシン（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
鶏の卵	0.5	0.5
その他の家きんの卵	0.5	0.5
魚介類（さけ目魚類に限る。）	●	0.5
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	●	0.5
魚介類（すずき目魚類に限る。）	●	0.5
魚介類（その他の魚類に限る。）	●	0.5
魚介類（貝類に限る。）	●	0.5
魚介類（甲殻類に限る。）	●	0.5
その他の魚介類	●	0.5

農薬ビフェナゼート（殺ダニ剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
大豆	0.3	0.3
小豆類	0.3	0.3
そら豆	0.3	0.3
その他の豆類	0.3	0.3
ばれいしょ	0.05	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	0.05	0.05
かんしょ	0.05	0.05
やまいも（長いものをいう。）	0.05	0.05
アスパラガス	○ 0.5	
トマト	1	1
ピーマン	2	2
なす	2	2
その他のなす科野菜	3	3
きゅうり（ガーキンを含む。）	● 0.5	0.8
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	● 0.5	0.7
しろうり	● 0.5	0.8
すいか		0.3
すいか（果皮を含む。）	0.5	
メロン類果実		0.3
メロン類果実（果皮を含む。）	0.7	
まくわうり		0.8
まくわうり（果皮を含む。）	0.5	
その他のうり科野菜	0.5	0.5
オクラ	2	2
未成熟えんどう	7	7

農薬ビフェナゼート（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
未成熟いんげん	7	7
えだまめ	7	7
その他の野菜	7	7
みかん	7	0.2
みかん（外果皮を含む。）	2	0.2
なつみかんの果実全体	0.7	0.7
レモン	0.7	0.7
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.7	0.7
グレープフルーツ	0.7	0.7
ライム	0.7	0.7
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7
りんご	2	2
日本なし	2	2
西洋なし	2	2
マルメロ	● 0.7	1
びわ	0.7	1
びわ（果梗 ^{こう} を除き、果皮及び種子を含む。）	0.7	1
もも	0.7	2
もも（果皮及び種子を含む。）	5	2
ネクタリン	2	2
あんず（アプリコットを含む。）	3	3
すもも（プルーンを含む。）	2	2
うめ	3	3
おうとう（チェリーを含む。）	2	2
いちご	5	5
ラズベリー	7	7
ブラックベリー	7	7
その他のベリー類果実	7	7
ぶどう	3	3
かき	1	1
マンゴー	0.2	0.2
その他の果実	2	2
綿実	● 0.3	1
ぎんなん	0.2	0.2
くり	0.2	0.2
ペカン	0.2	0.2
アーモンド	0.2	0.2
くるみ	0.2	0.2
その他のナッツ類	0.2	0.2
茶	2	2

農薬ビフェナゼート（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ホップ	20	20
その他のスパイス	10	10
その他のハーブ	40	40
牛の筋肉	0.01	0.01
豚の筋肉	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01
牛の脂肪	0.05	0.05
豚の脂肪	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05
牛の肝臓	0.01	0.01
豚の肝臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01
牛の腎臓	0.01	0.01
豚の腎臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01
牛の食用部分	0.01	0.01
豚の食用部分	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01
乳	0.01	0.01
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01
干しぶどう		10

動物用医薬品フルララネル（外部寄生虫駆除剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後)	(改正前)
	ppm	ppm
鶏の筋肉	○ 0.07	
鶏の脂肪	○ 0.7	
鶏の肝臓	○ 0.7	
鶏の腎臓	○ 0.4	
鶏の食用部分	○ 0.7	
鶏の卵	○ 1	

脚注

※○：令和元年10月2日適用（基準値を引き上げる品目）

●：令和2年4月2日適用（基準値を引き下げる品目）

- ・ 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。ただし、ネオマイシンは、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質に該当することから、表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちししゃを含む。)及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちや(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- ・「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びびすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。